

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の改正について（議案第128号）

建築指導課

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続が合理化されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料の額を定める規定において、当該申請等に係る手数料の額は、住棟単位で算定することとする。

3 施行期日

令和4年2月20日